

- ※ 特定用途及び非特定用途の区分は消防法施行令別表によります。
- ※ 真庭市HP内の「サイト内検索」の窓に、「防火管理者」と入力し検索したら「防火管理者選任(解任)届出書」に、また「消防計画」と入力し検索したら「消防計画作成(変更)届出書」、「消防計画書(中規模用または小規模用)」にリンクします。
- ※『防火管理者選任届出書』には、防火管理者講習修了書のコピーを添付してください。 『消防計画変更届出書』は、甲種は「中規模用」乙種は「小規模用」のものを使用し、「避難経路図」 を添付して提出してください。
- ※ 特定用途の防火対象物のうち収容人員300人以上のものは防火管理再講習が必要となりますまた、特定用途の防火対象物のうち収容人員300人以上のものは防火対象物点検が必要となります。 (特例により免除できる場合があります。)
- ※ 防火管理講習にあっては乙種の施設であっても甲種を受講してください。
- ※ 不明な点がありましたら、消防本部予防課までお問い合わせください。

問い合わせ先:消防本部予防課 予防指導係

TEL:742-1190 (内線:90-31~34)